

教 生 学 第 6 4 6 号
令和4年(2022年)9月13日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

学校生活におけるバス利用に当たっての児童生徒の安全管理の徹底
について(通知)

このことについて、静岡県牧之原市の事案を受け、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

つきましては、この度の国の緊急点検は、幼稚園等を対象として行われますが、今回の事案の重大性に鑑み、各学校においても、児童生徒がバスを利用する機会を振り返り、場面の切り替わりにおける児童生徒の人数確認の在り方などについて、別添写し「児童生徒の安全管理の徹底について」(令和4年9月9日付け教生学632号通知)を参考に、次のことについて自主的な点検を行い、安全管理を徹底するようお願いします。

記

- 1 児童生徒の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- 2 登校時や校外活動等における児童生徒の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- 3 バスを利用する場合は、事故防止の観点から、
 - ・ 運転を担当する職員の他に児童生徒の対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・ 児童生徒の乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- 4 学校においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、見直し、必要に応じて改定すること。

(学校安全係)



事務連絡
令和4年9月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

学校生活におけるバス利用に当たっての児童生徒の安全管理の徹底について（周知）

この度、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

こうしたことが二度と生じないよう、バス送迎に当たっての安全管理に関する実施状況について、送迎バスを有する全ての保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部に対して緊急点検を行うこととなりました。

学校生活においては、通学のためのスクールバスをはじめ、修学旅行や校外学習の際に乗車する民間事業者のバスなど、児童生徒がバスを利用する様々な機会がありますが、いずれの場合においても児童生徒の安全を確保することが必要です。

については、今回の事案の重大性に鑑み、各学校において児童生徒がバスを利用する機会を振り返り、場面の切り替わりにおける児童生徒の人数確認の在り方などについて自主的な点検を行い、改めて安全管理を徹底するようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、各国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (内線 2695)



教 生 学 第 632 号
令和4年(2022年)9月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長) 様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

児童生徒の安全管理の徹底について(通知)

この度、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生し、別添写しのとおり各市町村教育委員会等に安全管理の徹底を通知したところですが、道内においても9月に、小学校の宿泊研修中において、児童1名がバス内に30分から40分間、取り残された事案が発生しています。

つきましては、各学校等において、スクールバスによる通学や遠足(旅行)・集団宿泊的行事、部活動等でのバス利用において、こうした事故が再び起こることがないように、バスの乗車時及び降車時での人数確認の徹底はもとより、出欠状況に関する情報について担当者間でその内容を共有するなど、改めて児童生徒の安全管理を徹底してください。

(学校安全係)